

# 洗浄廃液の取り扱い

2006.3.8

日本フローアポリッシュ工業会  
技術委員会委員長 鈴木俊明

ビルメンテナンス用化学製品の使用者は、洗剤やはく離剤を用いた後に生じる洗浄廃液の処理について関連法規制を順守し、環境への悪影響を生じないように配慮をすることはいうまでもありません。また、メンテナンス作業の結果による住人（居住空間）、勤務者（職場環境）及び生徒や学生（学習環境、学校の教室）への二次的影響など、洗浄及び床維持剤の使用その他のメンテナンス作業時における作業若しくはその後の環境影響についても十分な配慮が必要となっています。

ビルメンテナンスで生じる洗浄廃液（はく離、表面洗浄、その他の洗浄）の内容、処理方法及び関連法規制等について以下に示します。

## 【洗浄廃液の種類と含まれる推定成分】

通常のメンテナンス作業から発生する洗浄廃液とその推定成分は、以下の通りです。

作業の種類	使用ケミカル	廃液成分（推定）	廃液の性質
はく離	はく離剤	界面活性剤 有機又は無機アルカリ塩 溶剤 溶解樹脂成分 SS成分（土砂、樹脂粉） 但し、通常は、水質汚濁防止法に言う有害物質は含まない。	樹脂被膜等との反応で液性(pH)は弱アルカリ性に低下、はく離剤成分に加え、溶解したポリッシュ被膜成分と土砂等が含まれる。
床表面洗浄	表面洗浄剤	界面活性剤 有機又は無機アルカリ塩 水溶性溶剤 SS成分 （土砂、樹脂粉） 水質汚濁防止法に言う有害物質は含まない。	汚れ成分等との反応で液性(pH)は低下、洗剤成分に加え、溶解汚れ成分と土砂等が含まれる。
モップ等洗浄	水	はく離剤又は表面洗浄剤成分と洗浄廃液成分	左記が水で希釈されたもの

## 【廃水事例とその適切な処理方法】

廃水排出先	適切な処理方法
	* 以下の何れの場合においても、洗浄廃液の取り扱いについては作業依頼者と事前に相談及び確認（望ましくは契約書に明記）しておくことが必要です。
下水道	下水道法の規定によれば特定事業所（1日当り50立米以上の廃水を流出）の場合排水基準が設定されているので注意が必要です。特定事業所に該当しなくても、洗浄廃液排出では、必要に応じて中和処理等前処理を実施して、その基準に適合させる事が必要です。
専用廃水処理設備設置の場合	工場等通常業務で生じる廃液処理のために廃水処理設備が設置されている場合、廃水処理担当者とその能力と通常処理廃液の内容等を確認し、洗浄廃液が対応できるか事前に確認が必要です。無断で流すとその工程に支障（生物分解槽のバクテリアへのショックを生じる等）をきたす可能性があります。
専用の簡易浄化槽設置の場合	一般的に専用の簡易浄化槽は容量が大きくないので、通常の処理廃液と異なる性質の廃液が流入すると水質の違いによるショック（バクテリアへのpHショック等）で分解に支障をきたす可能性があります。トラブル発生を避けるためには、簡易浄化槽に流さず洗浄廃液を持ち帰り、産業廃棄物業者に処分を委託してください。
処理設備なし？ （自然界排出の可能性）	生息生物への弊害を生じると共に、少量の流出でも白濁を生じ外観上問題を生じ、環境法上の違反となり罰せられる。現場建物の立地環境を考慮して、排水溝がある場合、その用途が雨水専用なのか、浄化槽へ接続しているのか確認することが必要である。確認出来ない場合には持ち帰り、産業廃棄物業者に処分を委託してください。
産業廃棄物処理の場合	産業廃棄物として処理業者に処分を委託する場合には、同様に「特別管理産業廃棄物（特管物）」に当たらないよう中和処理等pH値の管理が必要です。事前に現場を所管する地域の条件や対処方法を確認してください。

# 洗浄廃液の取り扱い

## 【禁止事項】

以下の事項については実施した場合、関係法令により罰せられる可能性があるため注意が必要である。

- 1) 自然界への排出。
- 2) 許可（輸送又は処分）を持たない廃棄物処理業者に輸送又は処分を委託した場合、依頼者も罰せられる。
- 3) 廃棄物の不法投棄。
- 4) 下水道への排水基準の逸脱。

## 【参 考】

### 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

排出事業者は、事業活動に伴い発生する廃棄物を自らの責任において当該法律に従い、適正に処理しなければなりません。

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別保管収集運搬再生処分などの処理を行い、また生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための法律です。廃棄物を排出する事業場は、この法律の適用を受けます。廃棄物の種類は、下記のように分類されます。

- ① 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物の内、法で定められた廃棄物。燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、コンクリート破片、ばいじん等。
- ② 特別管理産業廃棄物：爆発性、毒性、感染性を有し、人の健康または自然環境にかかわる被害を生じる恐れがある産業廃棄物。燃えやすい廃油、廃酸（pH2以下）、廃アルカリ（pH12.5以上）、感染性廃棄物等。
- ③ 特別有害産業廃棄物：廃 PCB 等、PCB 汚染物、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素を基準以上含む鋳さい等。
- ④ 一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物で、事業所から出る紙くず、段ボール、木くず、茶がら等の雑ごみ。
- ⑤ 特別管理一般廃棄物：爆発性、毒性、感染性を有し、人の健康又は自然環境に係わる被害を生じる恐れがある一般廃棄物。

産業廃棄物の不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に、排出事業者が産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡す際、産業廃棄物廃棄表（マニフェスト）を交付することが義務付けられています。また、管理表の控えを5年間保管すること、管理表の交付状況を記載した報告書を都道府県知事に行う義務があります。また、平成13年4月より、排出事業者が最終処分終了まで確認することの義務付けと管理表不交付及び虚偽の管理表交付に対する直罰が盛り込まれました。

（「事業活動に伴って発生する廃棄物の処理について」横浜市参考）

床表面洗浄やはく離作業で生じる洗浄廃液については、その液性（pH 値）を注意しないと、②の廃アルカリに該当する可能性がありますから、必要に応じて、中和等の前処理が必要です。

### 2) 下水道法

下水道法は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項ならびに下水道の設備や管理の基準等を定めて下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質を保全することを目的としています。

「下水」とは、生活あるいは事業に起因し、付随する廃水または雨水を指します。「汚水」とは、下水の内雨水以外のものを指します。「公共下水道」とは、主として市街地における下水を排除し、または処理するために、地方公共団体が管理する終末処理場を持つ下水道です。「流域下水道」とは、複数の市町村の下水を受けて処理し排出するために、地方公共団体が管理する終末処理場を持つ下水道です。

公共下水道を使用して、下記の下水を継続的に排出する事業場は、この法律の適用を受けます。

- ① 50 m<sup>3</sup>/日以上汚水を排出する事業場
- ② 政令で定める水質の下水を排出する事業場
- ③ 水質汚濁防止法における特定施設を設置している事業場

排水基準には、全国一律の基準（人の健康にかかわる項目として、排出水に含まれる有害物質の含有量の基準）と都道府県条例による上乘せ基準（区域を指定した更に厳しい基準）があります。

適用を受ける事業者は、以下についての義務を負います。

- ① 適用の開始、水量、水質の変化の届出
- ② 特定施設についての届出
- ③ 除外施設の設置
- ④ 測定及び記録
- ⑤ 排水基準の遵守

以 上